

諮問番号：平成31年諮問第1号

答申番号：令和元年答申第1号

答申書

第1 京都府行政不服審査会（以下「審査会」という。）の結論

本件諮問に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、京都府〇府税事務所長（以下「処分庁」という。）が、複数の取引先から依頼を受けてタイルの施工をすることによって収入を得ている審査請求人の事業を、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）及び京都府府税条例（昭和25年京都府条例第42号。以下「条例」という。）に基づく個人事業税が課される請負業に該当すると認定し、当該事業に係る平成28年の所得に対し個人事業税の賦課決定処分（以下「本件処分」という。）を行ったところ、審査請求人が、当該事業の大部分は請負業に該当しないと主張して、本件処分の取消しを求める事案である。

第3 審査請求に至る経過

審査請求に至る経過については、次のとおりである。

- 1 平成29年3月2日、審査請求人は、平成28年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書（以下「本件確定申告書」という。）を〇税務署（以下「税務署」という。）に提出した。
- 2 平成29年8月1日、処分庁は、法第72条の2第3項及び条例第42条第3項の規定により、本件処分を行った。
- 3 審査請求人は、平成29年10月6日付けで、審査庁に対し、本件処分の取消しを求める審査請求を行った。

第4 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人は、平成28年の所得のうち、約75パーセントは審査請求人の主要取引先である1社（以下「主要取引先」という。）からの手間受けによるものであり、見積書の作成、事前の下見や打合せ等がなく、また、次のとおりの業務形態であり、仕事の遂行に独立性がないことから、個人事業税の課税対象となる法第72条の2第8項第14号に規定する請負業には当たらない旨を主張している。

- (1) 主要取引先から月間の工程表を受け取り、直前に現場や仕事内容等の詳細を聞き、当日現場に向かう。
- (2) 打合せ等で主要取引先への発注者と接することはない。
- (3) クレーム対応は主要取引先が応じ、主要取引先からの指示があれば従う。

- (4) 材料は、養生テープや砂等の消耗品を除き、主要取引先が仕入れている。
- (5) 主要取引先が審査請求人へ支払った報酬（以下「本件報酬」という。）は、主要取引先の規定により、日当又は出来高に応じて支払われるものである。
- (6) 仕事に要した交通費は、月末に支払われる。

2 処分庁の主張

処分庁は、次のとおり、本件処分は適法であることから、本件審査請求を棄却するとの裁決を求めている。

- (1) 審査請求人は、所得税において本件報酬を事業所得として税務署に申告し、認められていることから、所得の区分が明らかであり、個人事業税に係る国の通知である「地方税法の施行に関する取扱いについて（道府県税関係）」（平成22年4月1日付け総税都第16号総務大臣通知。以下「総務大臣通知」という。）及び国の税務官署の取扱いを示した「大工、左官、とび職等の受ける報酬に係る所得税の取扱いについて（法令解釈通達）」（平成21年12月17日付け課個5-5国税庁長官通達。以下「長官通達」という。）に基づく総合勘案を行うべき理由はない。
- (2) 審査請求人が反論書に添付した主要取引先からの支払明細書の写し（以下「支払明細書」という。）には、税率8パーセントの消費税額が明記されており、本件報酬の支払が消費税の課税取引となっていること、また、本件報酬について処分庁が主要取引先に対して行った照会において、主要取引先が「請負契約若しくはこれに準ずる契約に基づく対価として支払った」との回答をしたことから、本件報酬が請負契約によるものであることは明らかであり、これを課税対象外とする審査請求人の主張は失当である。

第5 法令の規定等について

1 個人事業税に関する法令の関係規定については、次のとおりである。

- (1) 個人事業税は、個人の行う第一種事業、第二種事業及び第三種事業に対し、所得を課税標準として事務所又は事業所所在の道府県において、その個人に課することとされている（法第72条の2第3項及び条例第42条第3項）。
- (2) 個人事業税が課される「第一種事業」とは、法第72条の2第8項各号に掲げる事業をいい、同項第14号で、「請負業」を定めている。
- (3) 個人事業税の課税標準は、当該年度の初日の属する年の前年中における個人の事業の所得によるとされており（法第72条の49の11第1項及び条例第42条の14第1項）、その算定は、当該前年中の事業に係る総収入金額から必要な経費を控除した金額によるものとし、原則として、所得税の課税標準である所得につき適用される所得税法（昭和40年法律第33号）第26条に規定する不動産所得及び同法第27条に規定する事業所得の計算の例によることとされ（法第72条の49の12第1項）、また、当該事業の所得の計算上290万円を控除することとされている（法第72条の49の14第1項）。
- (4) 個人事業税の額は、第一種事業を行う個人については、(3)により算定された所得に100分の5の税率を乗じて得た金額とされている（法第72条の49の17第1項及び条例第42条の16）。
- (5) 道府県知事は、個人事業税を課する場合には、原則として、個人が(3)の不動産所得及び事業所得について税務官署に申告し、若しくは修正申告し、又は税

務官署が更正し、若しくは決定した課税標準を基準とすることとされており（法第72条の50第1項）、課税がされるべき場合には、納税義務者たる個人は、法第72条の55第1項及び条例第42条の19第1項による申告の義務があるが、当該納税義務者が前年分の所得税につき確定申告書を提出した場合には、当該確定申告書が提出された日に、当該確定申告書に記載された(3)の算定に必要な事項の申告をしたものとみなすこととされている（法第72条の55の2第1項及び第2項並びに条例第42条の19条第2項）。

2 個人事業税の課税標準の算定は、1の(3)のとおり、所得税法上の不動産所得及び事業所得の計算の例によりなされるが、当該事業所得とは、所得税法においては、次の所得をいうものである。

(1) 「事業所得」とは、農業、漁業、製造業、卸売業、小売業、サービス業その他の事業で政令で定めるものから生じる所得（山林所得又は譲渡所得に該当するものを除く。）をいい、その事業所得の金額は、その年中の事業所得に係る総収入金額から必要経費を控除した金額をいう（所得税法第27条第1項及び第2項）。

(2) 所得税法施行令（昭和40年政令第96号）では、(1)の政令で定める事業について、同令第63条各号において該当する事業を掲げ、このうち、同条第12号では、「対価を得て継続的に行なう事業」を掲げている。

(3) (1)及び(2)に関し、最高裁判例（最高裁昭和52（行ツ）第12号・昭和56年4月24日第二小法廷判決・民集35巻3号672ページ）では、「事業所得」とは、①自己の計算と危険において独立して営まれ、②営利性、有償性を有し、③かつ反覆継続して遂行する意思と社会的地位とが客観的に認められる業務から生じる所得をいうとされている。

3 事業税の課税実務上、広く用いられている「事業税逐条解説（平成7年5月18日発行。自治省府県税課編・財団法人地方財務協会刊）」（以下「逐条解説」という。）においては、個人事業税が課される「事業」及び「請負業」に関し、次のとおり記載されている。

(1) 「事業」とは、広い意味における資本を基礎として、利益を得る目的で、継続的に行う行為の結合体（中略）をいう（逐条解説34ページ（第一種事業及び第二種事業に関する解説））。

(2) 請負業とは、報酬の取得を目的として、ある仕事の完成を引き受け、これを完成する事業をいう。請負とは、当事者の一方（請負人）がある仕事を完成することを約し、相手方（注文者）がその仕事の結果に対して報酬を支払うことを約する契約である（民法六三二）。したがって、単に請負という面からみれば、その範囲は広く、論文作成、音楽演奏等いわゆる自由業をも含むものであるが、地方税法上第一種事業として法定されている請負業とは、いわゆる営業の範囲に属するものと一般に解されており、資本的経営を行っていないものや第三種事業として列挙されている自由業はここでいう請負業に入らない。また、運送業、印刷業等も広い意味での請負業であるが、それぞれ個別の業種として列挙されているのでここでいう請負業には含まれない。したがって、請負業の具体例としては、土木建築の請負、大工、左官等のほか他人の依頼を受けて洗濯（クリーニング業に該当するものを除く。）、洗張、表装、表具、和洋裁縫、製本等をなす者等が挙げられる（逐条解説41ページ）。

4 総務大臣通知は、請負業について、次のとおり定めている。

請負業とは、その事業が通常請負契約によって行われるものをいうものであること。なお、大工、左官、とび職等が請負業に該当するかどうかの認定に当たっては、国の税務官署の取扱いに準ずるものであること（第3章第1節第2の2の1の(7)）。

5 国の税務官署の取扱いを示した長官通達は、事業所得と給与所得の区分の判定について、次のとおり定めている。

請負契約又はこれに準ずる契約に基づく業務の遂行ないし役務の提供の対価は事業所得に該当する。また、雇用契約又はこれに準ずる契約に基づく役務の提供の対価は、事業所得に該当せず、給与所得に該当する。（中略）その区分が明らかでないときは、例えば、次の事項を総合勘案して判定するものとする。

- (1) 他人が代替して業務を遂行すること又は役務を提供することが認められるかどうか。
- (2) 報酬の支払者から作業時間を指定される、報酬が時間を単位として計算されるなど時間的な拘束（業務の性質上当然に存在する拘束を除く。）を受けるかどうか。
- (3) 作業の具体的な内容や方法について報酬の支払者から指揮監督（業務の性質上当然に存在する指揮監督を除く。）を受けるかどうか。
- (4) まだ引渡しを了しない完成品が不可抗力のため滅失するなどした場合において、自らの権利として既に遂行した業務又は提供した役務に係る報酬の支払を請求できるかどうか。
- (5) 材料又は用具等（くぎ材等の軽微な材料や電動の手持ち工具程度の用具等を除く。）を報酬の支払者から供与されているかどうか。

第6 審理員意見書及び諮問の要旨

1 審理員意見書の要旨

(1) 結論

本件審査請求には、理由がないから、棄却されるべきである。

(2) 理由

ア 本件において、審査請求人が主要取引先から引き受けた事業（以下「本件事業」という。）が請負業に該当するのかが問題となる。

イ 請負業については、逐条解説において、「請負業とは、報酬の取得を目的として、ある仕事の完成を引き受け、これを完成する事業をいう。請負とは、当事者の一方（請負人）がある仕事を完成することを約し、相手方（注文者）がその仕事の結果に対して報酬を支払うことを約する契約である（民法六三二）。したがって、単に請負という面からみれば、その範囲は広く、論文作成、音楽演奏等いわゆる自由業をも含むものであるが、地方税法上第一種事業として法定されている請負業とは、いわゆる営業の範囲に属するものと一般に解されており、資本的経営を行っていないものや第三種事業として列挙されている自由業はここでいう請負業に入らない。また、運送業、印刷業等も広い意味での請負業であるが、それぞれ個別の業種として列挙されているのでここでいう請負業には含まれない。したがって、請負業の具体例としては、土木建築の請負、大工、左官等のほか他人の依頼を受けて洗濯（クリーニング業に該当するものを除く。）、洗張、表装、表具、和洋裁縫、製本等をなす者等が挙げられる。」とされていることから、①その事業が請負契約、すなわち、当事者の一方（請負人）がある仕事を完成する

ことを約し、相手方（注文者）がその仕事の結果に対して報酬を支払うことを約する契約によって行われるもののうち、法に定める他の個人事業税が課される事業に該当しないものであること、②資本的経営を行っているものであることの二つの要件を満たすものであると解するのが相当である。

ウ これを本件についてみると、審査請求人が提出した反論書の添付書類において、不可抗力により仕事が完成しなかった場合には、主要取引先に対し報酬の支払を請求することができない旨記載されており、本件報酬が仕事の完成に対するものであることが認められること、処分庁が行った平成28年1月1日から平成28年12月31日までの期間に係る本件報酬についての照会に対し、主要取引先が平成30年6月2日付けで「請負契約若しくはこれに準ずる契約に基づく対価として支払った。」と回答しており、本件報酬が請負契約又はこれに準じる契約によるものであることが認められることから、イの①の要件を満たしている。

エ また、審査請求人が本件確定申告書とともに税務署に提出した「平成28年分所得稅青色申告決算書（一般用）」（以下「決算書」という。）により、各種の経費を支出していることが認められることから、イの②の要件も満たしている。

オ 加えて、国内取引における消費稅の課稅対象は、個人事業者及び法人が行った資産の譲渡等及び特定仕入れであり（消費稅法（昭和63年法律第108号）第4条第1項）、個人事業者及び法人以外の者が行った取引は消費稅の課稅対象にならないところ、支払明細書には、稅率8パーセントの消費稅が計上されており、事業者同士が行った取引に係る報酬であることが明らかであることから、本件報酬を勞務の提供に対する対価であると認めることはできない。

カ なお、審査請求人は、主要取引先から引き受けた仕事の業務形態から、仕事の遂行に獨立性がないとして請負業には当たらないとの主張をするが、ウ及びオの事実から請負契約又はこれに準じる契約と認められる以上、当該主張を採用することはできない。

キ 以上により、本件事業は、請負業に該当するものと判断するのが相当であり、処分庁による本件処分は適法かつ適正に行われていることが認められる。

ク 以上のとおり、審査請求人の審査請求には理由がないから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

2 審査庁による諮問の要旨

(1) 諮問の要旨

審査庁は、審理員意見書の結論と同様に、本件審査請求には、理由がないから、棄却されるべきであると考えてるので、行政不服審査法第43条第1項の規定により、審査会に諮問する。

(2) (1)の判断をしようとする理由

1の(2)に同じ。

第7 調査審議の経過

1 本件審査請求を取り扱う審査会の部会

第2部会

2 調査審議の経過

調査審議の経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成31年 2月15日	審査庁が審査会に諮問
〃 2月27日	審査請求人から審査会に主張書面等の提出
〃 4月12日	第1回調査審議（第2部会）
令和元年 5月13日	第2回調査審議（第2部会）
〃 5月13日	答申

第8 審査会の判断の理由

- 1 第5の1の(1)及び(2)に記載のとおり、個人事業税は、個人の行う第一種事業、第二種事業及び第三種事業に対し、所得を課税標準として事務所又は事業所所在の道府県において、その個人に課されるものであり（法第72条の2第3項及び条例第42条第3項）、このうち第一種事業とは、法第72条の2第8項各号に掲げる事業をいうものである。本件処分は、本件事業がこの第一種事業のうち請負業（法第72条の2第8項第14号）に該当するものとして、審査請求人に対してなされたものである。

審査請求人及び処分庁双方の主張を踏まえると、本件事業が請負業に該当するか否かが争点であることから、この点について検討する。

- 2 審査請求人は、本件事業に関しては、仕事の遂行に独立性がなく、審査請求人が行っている他の請負工事とは性質が異なるにもかかわらず、個人事業税を課すことは誤っていると主張する。

ここでいう「請負業」については、①その事業が当事者の一方（請負人）がある仕事を完成することを約し、相手方（注文者）がその仕事の結果に対して報酬を支払うことを約する契約によって行われるもののうち、法に定める他の個人事業税が課される事業に該当しないもので、かつ、②資本的経営を行っているものをいうと解される（第5の3の(2)に記載の逐条解説）。

- 3 審査請求人が提出した本件事業の内容について記載された書面によれば、予定されている仕事が早く終わった場合は、自らの判断で指定の時間前でも帰宅することができること、不可抗力により仕事が完成しなかった場合は、審査請求人は主要取引先に報酬の支払を請求することができないことから、本件事業は、第5の2の(3)に示した自己の計算と危険において独立して営まれるものであると認められる。

本件報酬については、審査請求人との取引の内容について主要取引先が提出した書面によれば、請負契約又はこれに準じる契約に基づく対価として支払われたものであることが、また、支払明細書によれば、税率8パーセントの消費税が計上されており、事業者同士が行った取引に係る報酬であることが認められる。よって、本件報酬が労務の提供に対する対価であると認めることはできない。

また、本件事業は、法に定める他の個人事業税が課される事業に該当しないものであることから、これらの事情を勘案すると、2の①の要件は満たされていると認められる。

次に、決算書において、車両費等の経費を支出していることが認められることから、

2の②の要件も満たされている。

したがって、本件事業が請負業に該当すると認定した処分庁の判断は、妥当である。

4 その他

本件処分においては、第5の1に記載の法等の規定に従い適正な課税額の算定がなされており、ほかに違法又は不当な点は認められない。

5 結論

以上の理由から、第1の審査会の結論のとおり判断するものである。

京都府行政不服審査会第2部会

委員(部会長) 西村 幸三

委員 小谷 真理

委員 圓藤 信安